

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成22年8月5日  
独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気の調達に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

契約期間	平成22年2月1日～平成23年1月31日
契約電力	283kW
予定使用電力量	836,524kWh
契約方式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） <small>(注)</small>
入札申込者	4社（入札参加資格に適合した者：4者）
落札者	新日本石油株式会社

(注) 当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況及び新エネルギー導入状況に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

なお、自動車の購入及び賃貸借、省エネルギー改修事業（E S C O事業）並びに建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の環境配慮契約については該当がなかった。

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における体制として、環境物品等の調達に関する基本方針に基づき設置された「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所グリーン調達連絡会議」を活用することとしている。
- 環境省主催の環境配慮契約法基本方針説明会に参加した。
- 機関内で環境配慮契約に関する周知を図った。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務があれば、環境配慮型プロポーザル方式を実施する方針である。